西条市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

家畜保健衛生所条例(昭和25年9月8日条例第39号)の一部改正

第1条に係る部分

_		(:: =	73 - H 2317	321000 J / 42 H			> 1311 - 131 - 11->3				
	新						旧				
叧	則表(第1条関係)					別	表(第1条関係)				
	家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域						家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域				
	名称	名称 位置 管轄区域				名称	位置		管轄区域		
	愛媛県西条家畜保健	西条市	新居浜市、	西条市及び	匹		愛媛県西条家畜保健	西条市	新居浜市、	西条市、東予市、🛭	9
	衛生所 国中央市					衛生所		国中央市及	び周桑郡		
	省略	省略	省略				省略	省略	省略		
											_

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例(昭和29年6月30日条例第26号)の一部改正

第2条に係る部分

旧

別表

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域

名称	位置	管轄区域
省略	省略	省略
ッ 西条警察署	<u>西条市</u> 新田	西条市 <u>のうち愛媛県東予警察署及び愛媛県</u> <u>今治警察署の管轄区域を除く区域</u> 、新居浜 市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩 鍋川左岸以西の地区
ッ 東予警察署	西条市 壬生川	西条市のうち明理川、石田、石延、今在家、 円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河 原津(東予集団施設地区を除く。)、河原 津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、 実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、 旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北 条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、

新

別表

愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域

交及水台水台公口水								
名称	位置	管轄区域						
省略	省略	省略						
″ 西条	西条市	西条市 <u>一円</u>						
警察署		、新居浜						
		市のうち県道壬生川新居浜野田線以北で岩						
		鍋川左岸以西の地区						
		周桑郡小松町のうち大字石鎚(字戸石、字						
		<u>湯浪、字途中の川を除く。)</u>						
〃 東予	東予市	東予市一円(河原津のうち東予集団施設地						
警察署		<u>区を除く。)</u>						
		周桑郡一円(小松町大字石鎚(字戸石、字						
		<u>湯浪、字途中の川を除く。)を除く。)</u>						
1	•	•						

三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町、小松町(石鎚(字戸石、字湯浪及び字途中の川を除く。)を除く。) 小 今治 今治市 今治市一円、越智郡のうち朝倉村、玉川町、波方町、菊間町、大西町、関前村、西条市河原津のうち東予集団施設地区 ッ治市一円、越智郡のうち朝倉村、玉川町、窓察署 ッ治市一円、越智郡のうち朝倉村、玉川町、窓際署 ※察署 ッ治市一円、越智郡のうち朝倉村、玉川町、窓際署 ※京署 ッ治市一円、越智郡のうち朝倉村、玉川町、窓際署 ※京署 ※京署 ッカ市 河原津のうち東予集団施設地区 当略 省略 日本	新	旧				
省略 省略 省略 省略 省略	松町(石鎚(字戸石、字湯浪及び字途中の 川を除く。)を除く。) アカーの 今治市 今治市一円、越智郡のうち朝倉村、玉川町、 一次を発表 一次を開かる。 一次を開かる。 一次を開かる。 一次を開かる。 一次を開かる。 一次を開かる。 一次を開かる。 一次を開かる。 一次を用いる。 一次	警察署 波方町、菊間町、大西町、関前村、東予市				
	省略 省略	省略 省略				

愛媛県地域農業改良普及センターの位置、名称及び管轄区域を定める条例(昭和33年10月10日条例第48号)の一部改正 第3条に係る部分

別表(第1条関係) 地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域

名称	位置	管轄区域
省略	省略	省略
西条中央地域農業改良普		西条市、新居浜市 <u>及び</u> 四
及センター		国中央市

新

別表(第1条関係)

地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域

名称	位置	管轄区域
省略	省略	省略
西条中央地域農業改良普 及センター		西条市、新居浜市 <u>東予市、</u> 四 国中央市 <u>及び周桑郡</u>

旧

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年3月19日条例第2号)の一部改正 第4条に係る部分

別表第1(第2条関係)

יהרו	ガスカー(カンボ病が)								
名称		目的	位置						
	省略	省略	省略						
	愛媛県養鶏試験	養鶏に関する試験研究、調査、技術者	西条市						
	場	の養成、種卵のふ化受託等を <u>行う</u> 。							
	省略	省略	省略						
別	表第2(第2条	関係)							

新

別表第1(第2条関係)

-	P451 (51 534)		
	名称	目的	位置
	省略	省略	省略
	愛媛県養鶏試験	養鶏に関する試験研究、調査、技術者	東予市
	場	の養成、種卵のふ化受託等を <u>行なう</u> 。	
	省略	省略	省略

旧

別表第2(第2条関係)

新					旧						
名称	目的	位置	所轄区域		名称	目的	位置	所轄区域			
 省略	省略	省略	省略		省略	省略	省略	省略			
愛媛県東予児	同	新居浜	新居浜市、西条市		愛媛県東予児	同	新居浜	新居浜市、西条市 <u>、東</u>			
童相談所		市	、四国中央市		童相談所		市	<u>予市</u> 、四国中央市 <u>、周</u>			
			及び越智郡宮窪町					<u>桑郡</u> 及び越智郡宮窪町			
			四阪島					四阪島			
省略	省略	省略	省略		省略	省略	省略	省略			
愛媛県西条中	同	西条市	西条市		愛媛県西条中	同	西条市	西条市、東予市及び周			
央保健所					央保健所			<u>桑郡</u>			
省略	省略	省略	省略		省略	省略	省略	省略			
西条中小企業	中小企業における	西条市	新居浜市、西条市 <u>及び</u>		西条中小企業	中小企業における	西条市	新居浜市、西条市 <u>、東</u>			
労働相談所	労働問題について		四国中央市		労働相談所	労働問題について		<u>予市、</u> 四国中央市 <u>及び</u>			
	、労使関係者の相					、労使関係者の相		<u>周桑郡</u>			
	談に応じ、労使関					談に応じ、労使関					
	係の合理的安定に					係の合理的安定に					
	資する。					資する。					
省略	省略	省略	省略		省略	省略	省略	省略			
愛媛県西条家	家畜の保健衛生の	西条市	新居浜市、西条市 <u>及び</u>		愛媛県西条家	家畜の保健衛生の	西条市	新居浜市、西条市 <u>、東</u>			
畜保健衛生所	向上及び伝染病予		四国中央市		畜保健衛生所	向上及び伝染病予		<u>予市、</u> 四国中央市 <u>及び</u>			
	防並びに畜産に関					防並びに畜産に関		<u>周桑郡</u>			
	する技術指導を行					する技術指導を行					
	う。					う。					
省略	省略	省略	省略		省略	省略	省略	省略			

愛媛県屋外広告物条例(昭和39年10月6日条例第50号)の一部改正

第5条に係る部分

	新		IB			
別表(第5条関係)			別表(第5条関係)			
郡名	町名		郡名	町名		

新	旧				
越智郡 波方町、大西町、菊間町及び上島町 上浮穴郡 久万高原町 伊予郡 松前町及び砥部町 喜多郡 長浜町、内子町及び五十崎町 西宇和郡 保内町 北宇和郡 吉田町、広見町、松野町、津島町及び三間町 南宇和郡 愛南町	周桑郡小松町及び丹原町越智郡波方町、大西町、菊間町及び上島町上浮穴郡久万高原町伊予郡松前町及び砥部町喜多郡長浜町、内子町及び五十崎町西宇和郡保内町北宇和郡吉田町、広見町、松野町、津島町及び三間町南宇和郡愛南町				

愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年12月20日条例第37号)の一部改正 第6条に係る部分

交換 不公日 正来 ひ 版 直 () に () / し か //	(9 HF 73			
新		IΒ				
(経営の基本)		(経営の基本)				
第3条 省略		第3条 省略				
2 公営企業の施設の名称、位置及び規	模については、それぞれ次に	2 公営企業の施設の名称、位置及	び規模は	こついては、それぞれ次に		
掲げるとおりとする。		掲げるとおりとする。				
(1)・(2) 省略		(1)・(2) 省略				
③ 土地造成事業		(3) 土地造成事業				
名称 位置	造成面積	名称	位置	造成面積		
愛媛県壬生川地区土地造成事業西条市	愛媛県壬生川地区土地造成事業 東予市 2,201,700平方メートル					
(4) 省略	_	(4) 省略				

愛媛県公害防止条例(昭和44年10月11日条例第23号)の一部改正

第7条に係る部分

		新				IΒ					
別表	第1(第15条関係	()			別表第	第1 (第15条関係)				
番	区域	ばい煙発	生施設	大気汚 許容限	度番	区域	ばい煙剤	产生施設	大気汚 許容限度		
号		種類	規模	染防止 (単位	温 号		種類	規模	染防止 (単位温		
				法第2 度が零	度				法第2 度が零度	,	
				条第1 であつ	て				条第1 であつて		
				項第3、圧力	が				項第3 、圧力が		

	新						IΒ					
1 省町・2	恪 省略	省略	定する 物質	1 気態 は は かい		1 .	省略	省略	省略	定する	1 気圧の 状態した 1 立 カントミム シングラン 省略	
山山河大帽ナ登、谷ツう番48区山西玉、、山多子で屋孝、ラギ州の域を名詞	(種) (種) (種) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	がっでバ燃能換当ッで又下ルるナのが1りルるカーが1りルる変けのが1りかのかりのかりのかりのかのなりのが1りのののでは、の焼油間リ上、器	京弗 京弗 素 水 水 び 点珪	8.0			新山山河大帽ナ登、谷ツう番4区山条玉東居、、山多子モ屋孝、ラち地の域を市津町に立萩、羅形トケヶ杭谷大か番並除 一、前川生船、、尾谷ヶ、生ら地びく(船朔種、うの荢川ヶ城、及生2年で別)島飯市子大ちう、山峠ヶ孝び院4院の子、山岡、川永小ち烏、、尾ヶカの1	造る溶、ガ製し 又卜用限にの焼融ガラ造て はりする供いラス(ほきせつる。すに炉のス製原た。弗ムも)るの又品料る 化をののもすびちはのと石 ナ使に用の	がーでバ燃能換当ッで又1トあー料力算たトあは平ルるナのが1りルる変方以かー燃重時りといる変として、の焼油間リ上、器メ	京弗京弗素の弗素 化及化 水び 発達		

新	IA
新	旧 田、大師町、本町、
川、石田、石延、 今在家、円海寺、 大新田、大野、上 市、河原津、河原 津新田、喜多台、 村、国安、桑村、 東報寺、周布、新 市、新町、高田、 高田、 五之江、旦之上、 任生川、広江、広 町、福成寺、北条、。)	限る。)、東予市 (河之内及び黒 谷を除く。)、周 桑郡小松町 ・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

新		В					
三津屋、三津屋、三津屋、三津屋、三津屋、三津屋、三津屋、宮田、カーナリックのおり、一川、カーナリックのでは、大び、大び、一川、大が、一川、大が、大が、一川、大が、一川、大が、大が、大が、、一川、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、大が、	能力が 1 時 間当たり80 キログラム 以上である か、火格子 面積が 1 平 方メートル		(新屋敷、 南川、北川、大頭、 明穂、安井及び大 郷に限る。) <u>及び</u>	トナ製 し使に用応炉パリウ原 鉱る。す、焼ム料 石も)る乾焼酸のと をのの反燥炉	能問 1 1 1 1 1 8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
アルミニウムの製錬の間に供する素、は素素とは、素素をは、素素をは、素素を含める。これでは、ないのでは、ないのでは、は、ないのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	30キロアン			アの供 (水き せかさを口い 錬す の 素 素 まられ 通い って	30キロアン ペア以上で あること。	開業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1.0

j	新	IB				
れるものに	限 あること。		れるものに	限		
る。)			る。)			
備考 省略		備考	省略			
別表第3(第2条関係)		別表第:	3(第2条関係)			
(1) ばい煙に係るもの		(<u>1</u>) [3	ばい煙に係るもの			
地域	工場又は事業場		地域	工場又は事業場		
東予地域(新居浜市(別子山を	すべての排出口から排出され	東予:	地域(新居浜市(別子山を	すべての排出口から排出され		
除く。)、西条市 <u>及び</u> 四	る排出ガス量 (大気中に排出さ	除く。	。)、西条市 <u>、東予市、</u> 四	る排出ガス量 (大気中に排出さ		
国中央市(新宮町を除く。)_	れる気体の 1 時間当たりの量を	国中:	央市(新宮町を除く。) <u>、</u>	れる気体の 1 時間当たりの量を		
の区域をいう	、温度が摂氏零度で圧力が1気	小松	<u>町及び丹原町</u> の区域をいう	、温度が摂氏零度で圧力が1気		
。)	。) 圧の状態に換算したものの最大			圧の状態に換算したものの最大		
値の合計をいう。)が10,000立				値の合計をいう。)が10,000立		
	方メートル以上の工場又は事業			方メートル以上の工場又は事業		
	場			場		
(2) 省略		(2) 省	省略			

舜媛世保健所執署冬例(昭和51年3日23日冬例第8日)の一部改正

笋 Q 冬に低る郊公

	复级乐体阵所改直示例(咱们31年3月23日示例第85月00日)						おっかには	の言と	
	新					旧			
別	別表(第1条関係)				別	別表(第1条関係)			
	1 中央保健所の名称、位置及び所管区域				1 中央保健所 <i>面</i>)名称、(位置及び所管区域		
	名称	位置		所管区域			名称	位置	所管区域
	愛媛県西条中央	西条市	新居浜市、	西条市 <u>及び</u>	四国中央市		愛媛県西条中央	西条市	新居浜市、西条市、東予市、四国中央市
	保健所			_			保健所		及び周桑郡
	省略	省略	省略				省略	省略	省略
	2 省略						2 省略		

愛媛県地方局設置条例(昭和55年3月18日条例第1号)の一部改正 第9条に係る部分

新	旧
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)

新	IB			
地方局の名称、位置及び所管区域	地方局の名称、位置及び所管区域			
名称 位置 所管区域	名称 位置 所管区域			
西条地方局 西条市 西条市、新居浜市 <u>及び 四</u> 国中央市_	西条地方局 西条市 西条市、新居浜市 <u>東予市、</u> 四国中央市 <u>及</u> び周桑郡			
省略 省略	省略 省略			

愛媛県児童相談所設置条例(平成12年3月24日条例第18号)の一部改正 新

第10条に係る部分

別表

名称	位置	所管区域
省略	省略	省略
愛媛県東予 児童相談所	新居浜市	新居浜市、西条市、四国中央市_ 及び越智郡宮窪町四阪島
省略	省略	省略

別表

,,	-		
	名称	位置	所管区域
	省略	省略	省略
	愛媛県東予 児童相談所		新居浜市、西条市 <u>東予市</u> 、四国中央市 <u>、</u> 周桑郡及び越智郡宮窪町四阪島
	省略	省略	省略

旧